平成２２年（フ）第１０号
秋田県潟上市昭和大久保字北野白洲野84番地１
債務者　笹渕　義雄
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１号
秋田県潟上市昭和大久保字北野白洲野84番地１
債務者　笹渕カヨ子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂80番地６
債務者　山﨑　剛裕（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４８号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂80番地６
債務者　山﨑　　香
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７１０号
金沢市末町７の45番地11　メゾンドフォンテーヌ304号、従前の住所大分県中津市大字犬丸586番地の１、従前々の住所福岡県京都郡苅田町新津２丁目10番地11
債務者　中田由希子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
金沢市笠舞３丁目22番６号　ハイツ山崎101号、従前の住所金沢市笠舞２丁目18番12号
債務者　千代ゆう子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
愛知県海部郡七宝町大字川部字登り前67番地レオパレス21フローラ―204号
債務者　宮野　陽司
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３号
三重県多気郡大台町上菅402番地１
債務者　小寺　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第６０号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1010番地の153
債務者　西　喜代美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１００号
香川県三豊市豊中町岡本836番地
債務者　藤川　邦夫
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第８６４号
高知市神田43番地９
債務者　坂嵜　弘一
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８６５号
高知市神田43番地９
債務者　坂嵜　美香
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１３号
高知市高須新木２番34号
債務者　島内　　保
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１４号
高知市高須新木２番34号
債務者　島内　好子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５５６号
福岡市東区和白丘１丁目21番７―610号
債務者　寶井　澄子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８３３号
福岡県糸島市浦志３丁目12―31ルミエールコートＢ棟103号
債務者　末永シールこと　末永　義久
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８３４号
福岡県糸島市南風台４丁目９番５号
債務者　末永千賀子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８３５号
福岡県糸島市篠原西２丁目15番８号　７
債務者　山岡　政江
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部